



平成26年 6 月 2 日

各 位

株式会社 エー・アンド・デイ
代表取締役執行役員社長 古川 陽
(コード番号：7745 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 伊藤 貞雄
電話番号 048-593-1111

単元未満株式買増請求制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年 5 月 23 日開催の取締役会において、「単元未満株式の買増請求制度」の採用に伴う定款の一部変更の議案を、平成26年 6 月 24 日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元未満株式買増請求制度

(1) 買増請求制度の目的

1 単元 (100株) に満たない株式 (単元未満株式) を所有されている株主の皆様のご便宜を図ることを目的としております。

(2) 買増請求制度の内容

1 単元 (100株) に満たない数の株式を所有されている場合に、所有株式が1 単元になるよう、当社 (自己株式) に対し、不足する数の株式を買増す請求を行うことができる制度です。

例) 現在所有している当社株式が「80株」の場合、買増制度により「20株」を買増し、単元株式である「100株」とすることができます。

(3) 買増請求制度導入の条件

平成26年 6 月 24 日開催予定の当社第37回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件としております。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

単元未満株式買増請求制度の導入に伴い、単元未満株式についての権利の規定 (変更案第 8 条) 及び単元未満株式の買増しの規定 (変更案第 9 条) を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中、変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>第8条～第46条 【条文記載省略】</p>	<p style="text-align: center;">(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p style="text-align: center;">(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条～第48条 【条文従来どおり】</p>

3. 日程

株主総会開催予定日及び効力発生日

平成26年6月24日（火）

以 上